

## 議第193号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

### 1 公の施設の名称

呉市スポーツ施設（呉市二河野球場，呉市二河公園多目的グラウンド（呉市営プールに隣接する多目的広場を除く。），呉市バレーボール場，呉市テニス場，呉市弓道場（近的），呉市弓道場（遠的），呉市体育館，呉市総合体育館，呉市スポーツ会館，呉市二河屋内練習場，呉市下蒲刈プール，呉市川尻東プール，呉市音戸プール，呉市豊プール，呉市営温水プール，呉市川尻温水プール及び呉市総合スポーツセンター）

### 2 指定管理者

呉市二河町1番8号（呉市スポーツ会館内）  
公益財団法人呉市体育振興財団  
理事長 堀口 勝哉

### 3 指定期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

（提案理由）

呉市二河野球場ほか16施設の指定管理者を指定するため，地方自治法第244条の2第6項の規定により，この案を提出する。